

「市場等定置食品営業許可書」又は「行商許可書」調査票

(露店エリア出店者のみ)

1. 出店者氏名	
2. 営業品目	
	※ 取り扱うことのできる食品は、原則として加熱調理食品及び既製食品を使い捨て容器により提供する。 <u>(刺身等の生食用鮮魚介類の調理品の提供は不可)</u>
3. 「市場等定置食品営業許可書」又は「行商許可書」の写し	

※新潟県の「市場等定置食品営業許可」を受けていない場合は、当日の出店者受付時に申請していただきます。

※食品を取り扱わない場合は提出不要です。